

別 冊 資 料

第2期桜井市観光基本計画成果指標算出について

目次

成果指標 1 「癒やしの里“桜井”」PR事業累計数について	1
1 「癒やしの里“桜井”」PR事業累計数とは	1
2 「癒やしの里“桜井”」PR事業累計数の算出方法	1
3 「癒やしの里“桜井”」PR事業累計数の現状値と目標値の設定	1
成果指標 2 「桜井ファンの数」について	2
1 「桜井ファンの数」の基本的な考え方	2
2 「桜井ファンの数」の算出方法	2
3 「桜井ファンの数」の現状値と目標値の設定	3
成果指標 3 「観光消費額」について	5
1 「観光消費額」の基本的な算出方法	5
2 桜井市の「観光消費額」の算出方法	8
3 「観光消費額」の現状値と目標値の設定	11

成果指標1 「癒やしの里“桜井”」PR事業累計数について

1 「癒やしの里“桜井”」PR事業累計数とは

施策1「観光CIの確立「癒やす観光」プロモーション」で展開する、「癒やしの里“桜井”」を打ち出した既存の「癒やす観光」コンテンツを整理したもの、新規の「癒やす観光」コンテンツ造成によるものをPRする事業の数を積み上げたものを指す。

2 「癒やしの里“桜井”」PR事業累計数の算出方法

令和4年度からスタートする第2期観光基本計画で取り組みを始め、イベントや情報発信の事業等を毎年カウントする。

3 「癒やしの里“桜井”」PR事業累計数の現状値と目標値の設定

(1)現状値の設定

令和4年度からスタートする第2期観光基本計画で取り組みを始めることから、令和2年度は0件となっている。

(2)目標値の設定

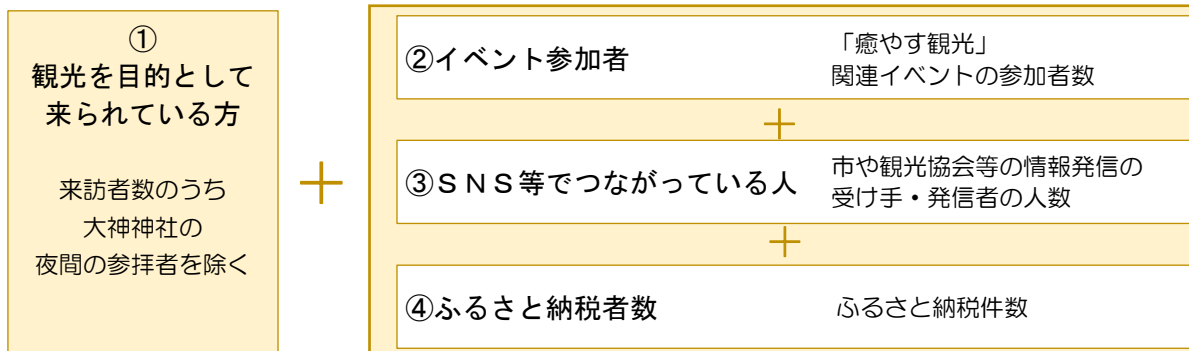
毎年4事業以上を実施することをめざして、令和8年度の目標は「20」件とする。

成果指標2 「桜井ファンの数」について

1 「桜井ファンの数」の基本的な考え方

桜井市に観光を目的として来られている方に加え、今後の「癒やしの里“桜井”」を推進することで地域愛を深めて「繋がる観光」が展開していく成果を測る。

そのため、「桜井ファンの数」は以下の①～④の総和とする。



2 「桜井ファンの数」の算出方法

①観光を目的として来られている方

これまで桜井市で計測している各地点の来訪者数のうち、大神神社のみ、時間別訪問者数割合（10～18時の来訪者数の割合）を全来訪者数に乗じたものを算出して合計する。（本書P10-11参照）

②イベント参加者

既存のイベントに「癒やす観光」の要素を取り入れた場合の参加者数と、新規の「癒やす観光」イベントの参加者数を合計する。

ただし、①の算出で用いたイベントを除いたものを対象とする。

③SNS等でつながっている人

桜井に興味を持ち、SNSなどの情報受発信でつながることができる方法を毎年整理し、それぞれの方法でつながっている人数をカウントして合計する。

④ふるさと納税者数

税務課が把握する毎年のふるさと納税の件数を記録する。

3 「桜井ファンの数」の現状値と目標値の設定

(1)現状値の設定

「①観光を目的として来られている方」の令和2年度実績は、P11に示す「⑤日帰り実数+⑦宿泊客実数」から算出し、2,450千人となっている。

(2)目標値の設定

「①観光を目的として来られている方」に、「癒やす観光」の事業を展開することでその効果として育まれる桜井ファンを計測する指標を「②イベント参加者」、「③SNSでつながっている人」、「④ふるさと納税者数」として加えながら、「桜井ファン」が増加していくことを計測する。

それぞれの指標の性質から、新型コロナウイルス感染症の影響、関西・大阪万博開催（R7年）などを考慮しつつ、令和元年度の「観光を目的として来られている方」をベースに、基準年に対し着実に伸ばしていく伸び率を設定し、令和8年の目標値を設定する。これにより、①～④の令和8年度の総和は4,632千人となる。

表 桜井ファンの数の目標設定

表示単位：千人（計算は人単位で実施）

指標名	基準	R4年	R5年	R6年	R7年 (万博)	R8年
①観光目的で来られる方	2,450千人					4,537千人
基準 R2 対伸び率		110%	130%	150%	170%	186%
②イベント参加者	100人					2千人
参加者数 100人×回数		4回	8回	12回	16回	20回
③SNS等つながり	19千人					50千人
基準 R3.3 対フォロー伸び率		130%	160%	190%	220%	260%
④ふるさと納税	9千人					23千人
基準 R2 対伸び率		130%	160%	190%	220%	260%
合計						4,632千人

参考:③SNS等でつながっている人

令和4年3月現在のつながる方法は以下があり、現状19千人である。

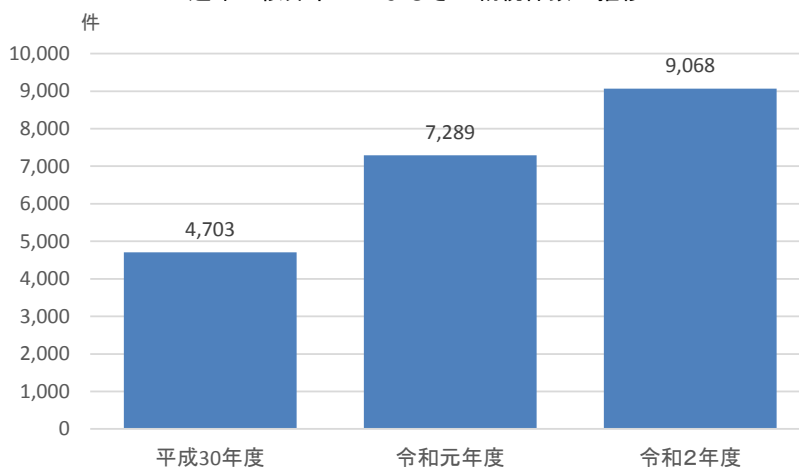
SNS等で桜井とつながっている人の算出方法

	情報受発信でつながる方法 (例)	つながっている人数	参考:令和4年3月現在 つながっている数
現在	桜井市観光まちづくり課 Youtube	チャンネル登録者数	42
	桜井市ひみこちゃん Twitter	フォロワー数	2,100
	(一社) 桜井市観光協会 facebook	フォロワー数	932
	(一社) 桜井市観光協会 instagram	フォロワー数	6,855
	(一社) 桜井市観光協会 Twitter	フォロワー数	3,708
	(一社) 桜井市観光協会 Youtube	チャンネル登録者数	5,270
今後	その他のつながり方 (随時追加削除)		0
	合計 (つながっている人)		18,907

参考:④ふるさと納税件数

令和2年度実績は、9千件となっている。

近年の桜井市へのふるさと納税件数の推移



※平成30年度は県内4位、令和元年度は3位、令和2年度は1位の件数となっている。

成果指標3 「観光消費額」について

1 「観光消費額」の基本的な算出方法

観光消費額は、「観光消費額単価」に「観光入込客数」を乗じることで算出することができる。桜井市の観光消費額を算出するにあたっては、この2つの数値を算出する必要がある。

観光庁の観光入込客統計の調査（以下参照）においては、桜井市では「観光地点等入込客数調査」（A）、奈良県では「観光地点パラメータ調査」（B）を実施している。

観光入込客統計に関する共通基準の概要



- ▶平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定。
- ▶平成22年4月からの各都道府県における共通基準に則った調査の実施を推進。

調査プロセス



各調査結果を用いた推計（推計方法は次頁参照）により、四半期別と年間で、奈良県全体の「観光消費額単価」と「観光入込客数」が算出され、さらにこれらを用いて算出する観光消費額が公表されている。

観光入込客統計における推計方法・算出方法一覧

統計量・係数等	推計・算出方法
① 観光地点観光入込客数合計	観光地点別の観光入込客数の合計
② 構成比	<p>観光地点パラメータ調査から推計 同行者数を含めた属性別サンプル数を観光地点の入込客数で重み付けしたシェア</p> $\text{属性別構成比} = \frac{\text{属性別のサンプル数}}{\text{サンプル数}}$ $\text{属性別のサンプル数} = \sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \times \text{第}i\text{調査地点の属性別のサンプル数}$ $\text{サンプル数} = \sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \times \text{第}i\text{調査地点の全属性のサンプル数}$ <p> N : 調査対象地点の観光入込客数の合計 N_k : 属性 k の調査対象地点の観光入込客数の合計 m : 調査対象地点数 N_i : 第 i 調査地点の観光入込客数 n_i : 第 i 調査地点のサンプル数 n_{ik} : 第 i 調査地点の属性 k のサンプル数 </p>
③ 観光地点観光入込客数合計 (属性別)	<p>構成比から推計 観光地点観光入込客数合計 × 構成比</p> <p>※参考値のビジネス目的・県外・日帰りは観光庁が提供</p>
④ 平均訪問地点数	<p>観光地点パラメータ調査から推計 訪問地点数を同行者数と観光地点の入込客数で加重平均</p> $\text{属性別平均訪問地点数} = \frac{1}{N_k} \sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_k} \text{サンプル}j\text{の属性別訪問地点数}$
⑤ 観光入込客数	<p>訪問地点数から推計 観光地点観光入込客数合計 (属性別) ÷ 平均訪問地点数</p>
⑥ 宿泊者数	<p>宿泊観光入込客数 (補正前) は観光庁が提供 上記を属性別に観光地点パラメータ調査で補正 宿泊観光入込客数 = 宿泊観光入込客数 (補正前) ÷ 平均利用宿泊施設数 × 実家・キャンプ場等利用補正係数 属性別の平均利用宿泊施設数 =</p> $\frac{1}{N_k} \sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \times \text{第}i\text{調査地点の属性別の平均利用宿泊施設数}$ <p>属性別の実家・キャンプ場等利用補正係数 =</p> $\frac{1}{N_k} \sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \times \frac{\text{第}i\text{調査地点の属性別の宿泊者数}}{\text{第}i\text{調査地点の属性別の旅館・ホテル等利用者数}}$ <p>実家・キャンプ場等利用補正係数は観光庁が提供</p>
⑦ 観光入込客数 (宿泊数差替)	宿泊者数を上記数値で差替
⑧ 観光消費額単価	<p>観光地点パラメータ調査から推計 消費額を同行者数と観光地点の入込客数で加重平均</p> $\text{属性別観光消費額単価} = \frac{1}{N_k} \sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_k} \text{サンプル}j\text{の属性別観光消費額単価}$
⑨	訪日外国人単価、ビジネス目的単価は観光庁が提供
観光消費額	<p>観光消費額単価から推計 観光入込客数 × 観光消費額単価</p>

出典：観光入込客統計に関する共通基準 調査要領

上記の各調査において本市のデータが活用されるものについては、それぞれ以下の観光地点が対象となっている。

表 観光入込客統計に活用される桜井市のデータ

調査名と出典	調査概要
<p>A 観光地点等 入込客数調査</p> <p>出典：桜井市</p>	<p>市が設定した施設に協力を依頼して月ごとに調査</p> <p>(桜井市立埋蔵文化財センター、長谷寺(行事を含む)、談山神社(行事を含む)、大神神社(行事を含む)、聖林寺、安倍文殊院、荒神の里、笠そば処、喜多美術館、桜井市初瀬観光センター、桜井観光案内所、石位寺、等弥神社、おんぱら祭奉納花火大会、大和さくらい万葉まつり、與喜天満神社)</p>
<p>B 観光地点 パラメーター調査</p> <p>出典：奈良県</p>	<p>県が4半期ごとに調査</p> <p>(市内調査箇所は大神神社と長谷寺)</p> <p>(調査で訪問先リストに挙げられる市内観光地は、長谷寺、談山神社、大神神社、聖林寺、安倍文殊院、荒神の里 笠そば、桜井市初瀬観光センター、桜井観光案内所)</p>

これらの調査結果を活用して本市の観光消費額の算出を行う場合には、以下を留意する必要がある。

A観光地点入込客数調査は、調査対象地が入場料などで観光客数を把握できるタイプと、単純には把握できないタイプがあり、把握できないタイプは施設独自の推計で毎月記録している。また、観光地点の性質から、訪れるすべての方が観光消費を行うとして算出すると、実態と大きくかけ離れる可能性がある。

B観光地点パラメーター調査は、県内10地点の調査地点(うちの2地点に、大神神社と長谷寺が含まれる)で奈良県内での観光行動について調査していることから、観光消費額算出に必要となる「平均訪問地点数」「観光消費額単価」の算出においては、桜井市のみの観光行動を抽出する必要がある。(なお、市内調査地点である大神神社と長谷寺を訪れない市内の観光客の動向は反映できないが、Aの観光地点入込客数調査では大神神社と長谷寺の来訪者数が約90%を占めることから大きな影響はないと言える。)

また、前頁⑥の観光入込客統計における「宿泊者数」については、奈良県が「宿泊旅行統計調査」を行っており、観光・ビジネス向けの宿泊施設の実数が把握できる。(ただし延べ宿泊者数であり、消費単価を考える上では注意が必要である)。

<p>宿泊旅行 統計調査</p> <p>出典：奈良県</p>	<p>県内の旅館業法に基づく営業許可施設で、主に観光・ビジネス向けの宿泊施設を対象に宿泊者数を調査</p> <p>市内の旅館業法に基づく営業許可施設(観光・ビジネス向け)が対象</p>
------------------------------------	--

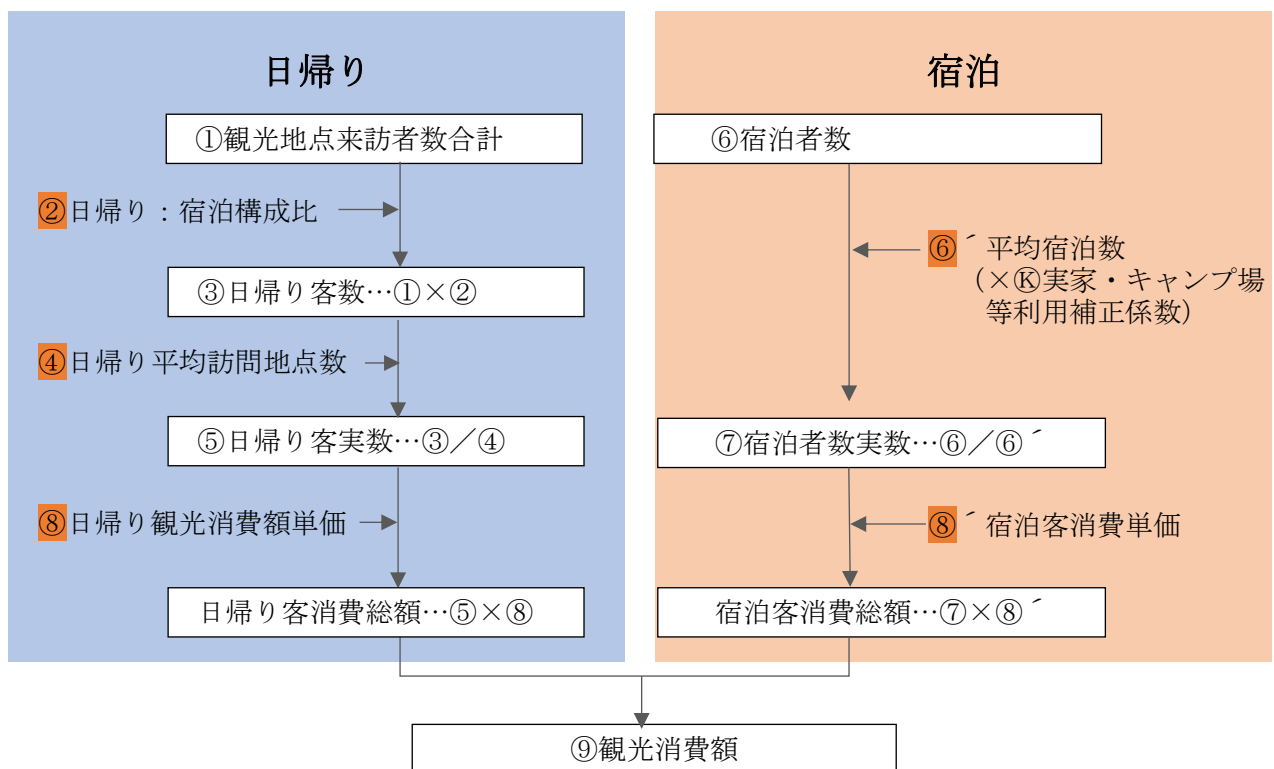
2 桜井市の「観光消費額」の算出方法

観光入込客数統計の推計方法を参考にし、桜井市の観光消費額算出の基本的な考え方をフローにすると以下のように整理できる。

桜井市の観光消費額算出の基本的な考え方

(観光入込客統計に関する共通基準を参考に 日帰り・宿泊で区分)

$$\text{観光消費額単価} \times \text{来訪者数} \Rightarrow \text{観光消費額}$$



○数字は、前々頁の観光入込客統計の推計方法、算出方法の数字と一致

●は、C観光地点パラメーター調査から算出

Ⓚは、D観光庁からデータ提供

なお、推計にあたっては、属性別（目的別、県内・県外別）等個別に推計する方法が観光入込客統計では示されているが、本市では既存調査のサンプル数が少ないことを考慮し、属性別には区分せず一括で推計を行う。

桜井市内の観光に関するデータを抽出するための観光地点パラメーター調査結果活用の考え方を以下に整理する。

算出するデータ		観光地点パラメーター調査結果活用の考え方
②	日帰り・ 宿泊構成比率	桜井市内に宿泊されない方は、観光消費額の算出上は日帰り客と同等であるため、日帰り客・宿泊客比率は、以下で算出する。 「日帰り客+宿泊客（市外）」：「宿泊客（市内）」
④	平均訪問地点数	桜井市内での訪問地点数のみ抽出して平均値を算出する。 奈良県の観光地点パラメーター調査において訪問先リストに挙げられるのは8地点（下線部分）であるが、消費額算定で使用する観光地点等入込客数の調査対象地点は15地点であり、訪問してもカウントされない施設がある。 【観光地点等入込客数調査地点】 <u>長谷寺</u> 、 <u>談山神社</u> 、 <u>大神神社</u> 、 <u>聖林寺</u> 、 <u>安倍文殊院</u> 、 <u>荒神の里</u> <u>笠そば処</u> 、 <u>桜井市初瀬観光センター</u> 、 <u>桜井観光案内所</u> 、 <u>喜多美術館</u> 、 <u>桜井市立埋蔵文化財センター</u> 、 <u>石位寺</u> 、 <u>等弥神社</u> 、 <u>おんばら祭奉納花火大会</u> 、 <u>大和さくらい万葉まつり</u> 、 <u>興喜天満神社</u> このことから、観光地点パラメーター調査で算出される訪問地点数が少なくなる可能性があるが、観光地点パラメーター調査地点（8地点）は観光地点等入込客数調査対象（15地点）の入込客数の99%を占めていることから、大きな影響はないものとする。
⑧	観光消費単価 （日帰り客）	できるだけ桜井市内のみの消費額を抽出するため、市外も訪問された日帰り客を除き、消費額単価を算出する（ただし、市外の奈良県下での交通費・飲食費等は含まれてしまう。）
⑥'	平均宿泊施設数	県提供の宿泊観光入込数データが延べ人数であることから、連泊による重複カウントを除去するため観光地点パラメーター調査の平均宿泊数を用いる。ただし、市内宿泊者数が少ないことから年毎にばらつきが生じるため、複数年（令和元年度と令和2年度）の平均値を算出する。
⑧'	観光消費単価 （宿泊客）	市内宿泊者数は少ないことから、年毎にばらつきが生じるため、⑧の日帰り客の消費単価に対し、奈良県全体での日帰りと宿泊客の観光消費額の比の複数年（令和元年度と令和2年度）の平均値を用いて算出する。

※左の丸数字は前頁のフローの番号と一致

また、大神神社は自由利用で24時間参拝できるが、夜間の参拝客は店舗等が営業しておらずほとんど観光消費をしないと考えられる。そのため、朔日詣りなどに特に多くみられる夜間参拝者の実態ついて把握するため、時間別来訪者数調査を以下の通り行った。

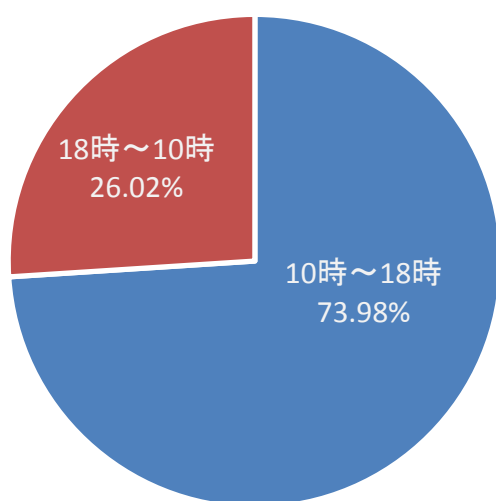
大神神社時間別来訪者数の調査概要

調査目的	観光消費額算出の対象とする来訪者数を検討するため、一定期間の時間別来訪者数を把握する。
調査単位	来訪者一人ずつ
調査対象	二の鳥居を通過する人
調査日	令和3年9月1日～10月31日
調査項目	二の鳥居の通過人数
実施方法	二の鳥居付近に設置したAIカメラにより、人の通行を24時間カウント。

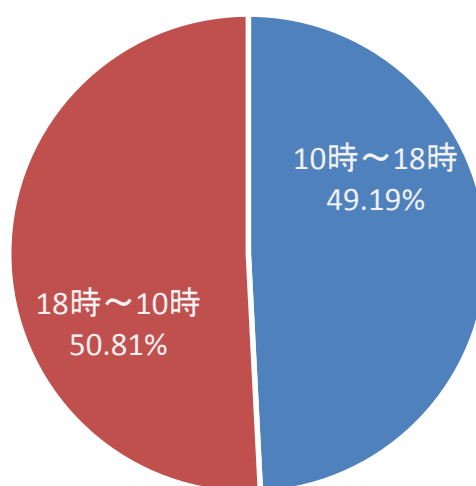
調査の結果、24時間人の通行がみられ、特に朔日詣りの日は、0時から多くの人々が来訪している。

観光消費額算定にあたっては、店舗などの営業時間を考慮して、10時～18時を観光消費額算出対象者とする。調査の結果から、2～12月は全来訪者数の **73.95%** が観光消費額算出対象者とし、夜間の来訪者が多いお正月は朔日詣りと同傾向として1月は全来訪者数の **49.19%** を観光消費額算出対象者とする。

大神神社
時間帯別通過人数の構成比



朔日詣りのみの
時間帯別通過人数の比率



3 「観光消費額」の現状値と目標値の設定

(1)観光消費額の現状値の算出

先の考え方をを用いて令和元年度と令和2年度の観光消費額を算定すると以下ようになる。

(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた数値)

算出するデータ		採用する数値			
①	来訪者数合計		①補正後		大神神社消費額算出対象来訪者数補正 2～12月 来訪者数の73.98% 1月のみ 来訪者数の49.19%
		令和元年度	5,130,497人		
		令和2年度	2,551,026人		
②	日帰り・宿泊比率		②日帰り比	③日帰り客数 (①×②)	
		令和元年度	99.31%	5,095,097	
③	日帰り客数	令和2年度	99.36%	2,534,699	
④	平均訪問地点数		④平均訪問地点数	⑤日帰り客実数 (③÷④)	
		令和元年度	1.11	4,590,177	
⑤	日帰り客実数	令和2年度	1.05	2,413,999	
⑥	延べ宿泊者数		⑥延べ宿泊者数	⑥' 平均宿泊数	㊫実家・キャンプ場等 利用補正值
⑥'	平均宿泊数	令和元年度	41,838	1.22	
㊫	実家・キャンプ場利用補正值	令和2年度	35,537*	1.18	
※⑥の令和2年度は1～3月を推計値して算出					
⑦	宿泊客実数		⑦宿泊客実数 (⑥÷⑥' ×㊫)		
		令和元年度	42,181		
		令和2年度	36,441		
⑧	観光消費単価		⑧日帰り	⑧' 宿泊	
⑧'	(日帰り客・宿泊客)	令和元年度	2,751	15,382	
		令和2年度	2,851	15,939	
⑨	観光消費額		日帰り(円) (⑤×⑧)	宿泊(円) (⑦×⑧')	⑨合計(円)
		令和元年度	12,627,576,927	648,828,142	13,276,405,069
		令和2年度	6,882,311,149	580,833,099	7,463,144,248

左の丸数字は8頁のフローの番号と一致

(2)観光消費額の目標値の設定

奈良県観光総合戦略の成果指標の上積み幅に準ずる。

令和元年度：1,807億円 ⇒ 目標値：2,100億円 1.16倍

令和8年度 桜井市の令和元年度の観光消費額 132.8億円 × 1.16 ≒ 150億円